

足利市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

1 人事院勧告

令和4(2022)年8月8日勧告 令和4(2022)年10月7日閣議決定

2 給与改定の内容

(1) 給料表

改定率 平均0.3%引上げ

(初任給及び若年層の給料月額を引上げ。初任給は大卒3,000円、高卒4,000円の引上げ)

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数 一般職の勤勉手当 0.10月引上げ

特別職の期末手当 0.05月引上げ

<参考>

期末・勤勉手当の支給月数

区分			期末手当			勤勉手当			年間計
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	
一般職員	4年度	現行	1.20	1.20	2.40	0.950	0.950	1.90	4.30
		改定後	1.20	1.20	2.40	0.950	1.050	2.00	4.40
	5年度		1.20	1.20	2.40	1.00	1.00	2.00	4.40
特定幹部 職員	4年度	現行	1.00	1.00	2.00	1.150	1.150	2.30	4.30
		改定後	1.00	1.00	2.00	1.150	1.250	2.40	4.40
	5年度		1.00	1.00	2.00	1.20	1.20	2.40	4.40
特別職	4年度	現行	1.625	1.625	3.25				3.25
		改定後	1.625	1.675	3.30				3.30
	5年度		1.65	1.65	3.30				3.30

3 施行期日

公布の日(一部の改正については令和5(2023)年4月1日施行)